

島根県海岸保全基本計画検討委員会

第2回【概要説明資料】



【北浦海岸(松江市)】



【国分久代海岸(浜田市)】



【別府港海岸(西ノ島町)】



【和木波子海岸(江津市)】

平成29年2月28日 島根県

本資料の構成(目次)

1

大項目	小項目	ページ
1. 第1回検討会での委員意見と対応	(1) 計画の前提条件	6頁
	(2) 防護面からの基本方針	12頁
	(3) 環境面からの基本方針	16頁
	(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	18頁
	(5) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	21頁
	(6) その他重要事項	22頁
	(7) 今後の取り組みにおける留意事項	24頁
2. 計画素案に対する地域住民・市町村の意見照会と計画本文への反映	(1) 地域住民(パブリックコメント結果)	資料2-2
	(2) 市町村への意見照会結果	
参考資料		28頁

海岸法の制定(昭和31年)

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- 海岸を防護することを目的に、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

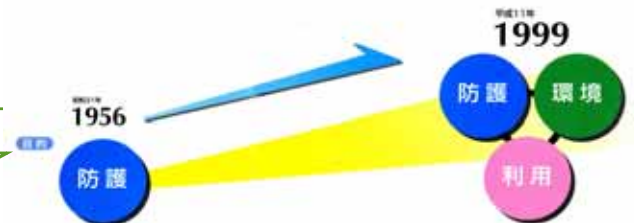


愛知県常滑市榎戸付近の海岸

愛知県名古屋市長江付近

海岸法の一部改正(平成11年)

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入



原計画

島根沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H21年3月改定)
 隠岐沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H19年3月改定)

海岸法の一部改正(平成26年)

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定



など

前回改定からの関連法令・計画等の動き

H15.3 島根沿岸海岸保全基本計画(H19.3、H21.3一部改定)
 H15.3 隠岐沿岸海岸保全基本計画(H19.3一部改定)

↓ 前回の大幅改定後

H18.2 海岸景観形成ガイドライン
 H20.6 生物多様性基本法 H21.7 海岸漂着物処理推進法

↓ 環境・景観配慮に関連する法制度の策定

H23.3 / 11 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)

H23.7 設計津波の水位の設定方法等について(国土交通省通知)

H23.9 国土交通省の調査会
 新しい津波対策の考え方(2つのレベルの津波、粘り強い構造など)
 今後の海岸管理のあり方 提言

H23.12 津波防災地域づくりに関する法律

↓

H26.6 海岸法の一部改正
 H27.2 海岸保全に関する基本方針
 H27.6 景観法の一部改正

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
- 海岸協力団体制度の創設

など

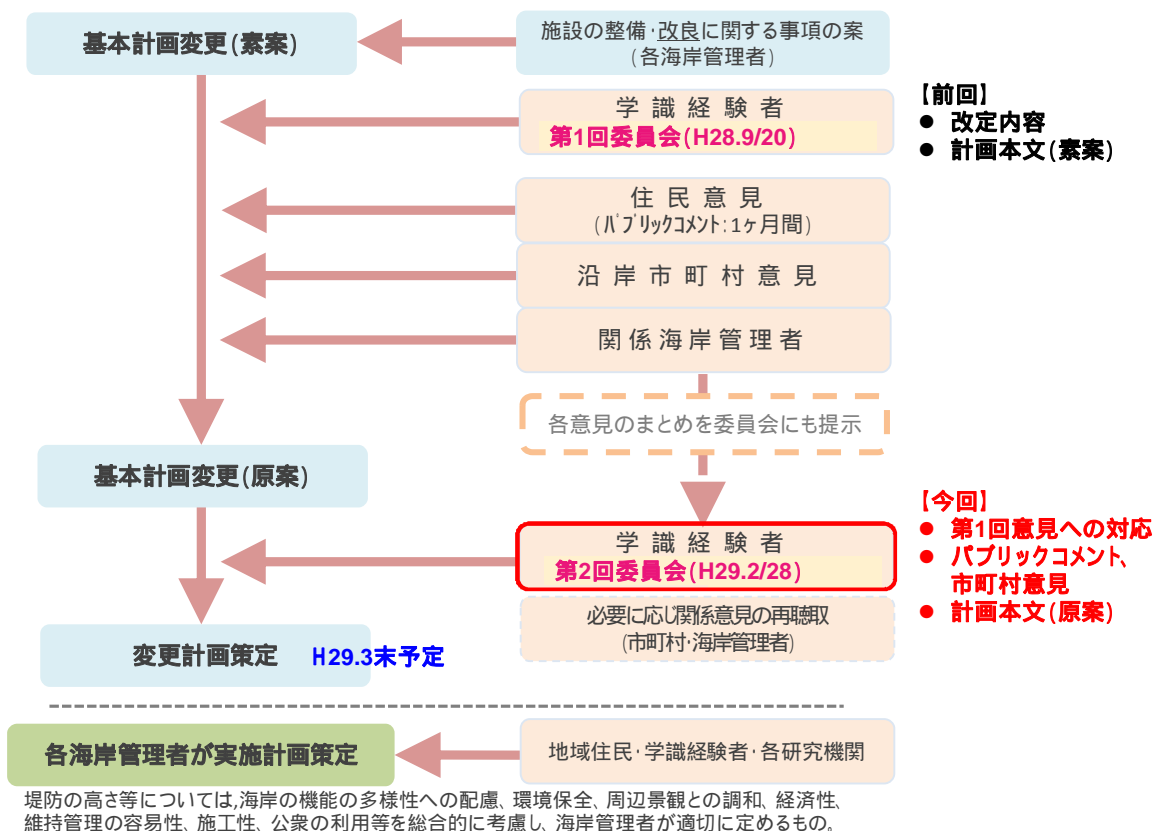
↓

H27.10 ~ 島根県地震津波防災対策検討委員会(設計津波水位の設定・津波浸水想定の設定)

↓ 津波対策、施設の維持修繕を含む改正海岸法への対応

H29.3(予定) 島根沿岸・隠岐沿岸の海岸保全基本計画の改定

■ 本委員会は、「H26年6月の海岸法の一部改正」、「H27年2月の海岸保全に関する基本方針：国土交通省」を受けて改定する、『島根県の海岸保全基本計画』内容について審議するものである。



1. 第1回検討会での委員意見と対応

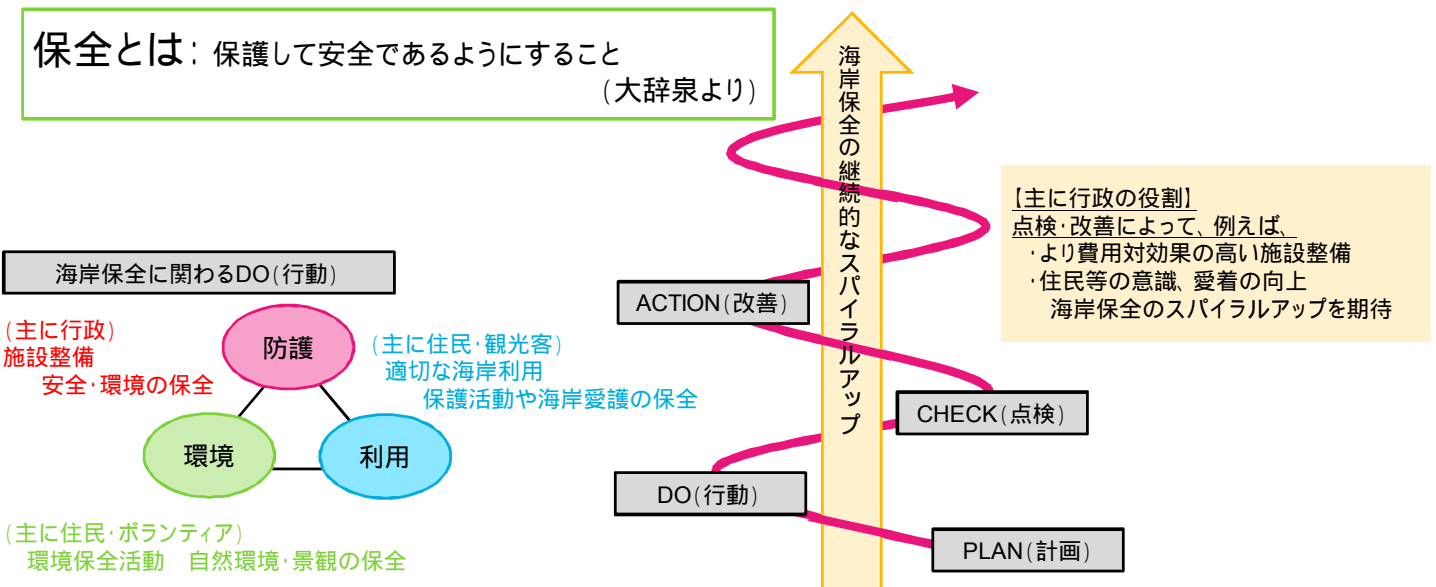
委員意見	対応
<p>意見 「保全」の用語・定義について分かり易い情報提供をすべき</p> <p>意見 計画の対象区域(事業可能範囲等)を地域住民や関連団体に対して明確に示す必要がある。</p> <p>意見 海岸保全区域以外の海岸(一般公共海岸)の環境保全も本計画で考慮するという理解で良いか。</p> <p>意見 海岸保全区域と一般公共海岸をどうやって区別しているのか確認したい。</p>	<p>➤ P7～8参照</p>
<p>意見 例えば、天然海岸が自然災害等で被害を受けた場合、手を入れるのか確認したい。</p>	<p>➤ P9参照</p>

(補足図表) 計画の前提条件(海岸保全の定義と対象)

海岸の保全とは:

- 高潮・津波等から背後地を**防護**し、沿岸住民や利用者の安全・安心な生活を守ること
- 海岸の優れた自然**環境**や景観を守り、適切な海岸**利用**を促すこと
- 防護・環境・利用が調和する海岸を保全していくために、行政・住民・ボランティア団体・観光客等がそれぞれの立場で保全活動に関わることが重要。例えば、「住民・ボランティア団体等の環境保全活動や海岸利用の増加」と「主に行政の役割である防護面や施設の維持管理面の保全」がリンクし、継続的なスパイラルアップを図っていくことが重要である。

保全とは：保護して安全であるようにすること
(大辞泉より)



海岸保全の基本理念:

農林水産省・国土交通省 告示【海岸の保全に関する基本的な方針より】

- 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代へ継承するために、防護・環境・利用が調和する海岸の整備と保全を推進し、地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

海岸保全の対象:

【海岸法第2条】

- 都道府県知事が指定した「一般公共海岸区域」と「海岸保全区域」

各区域の定義:

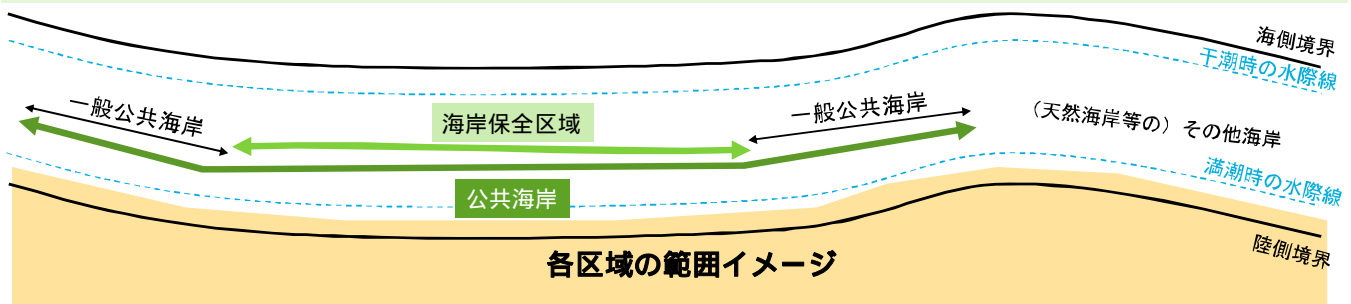
公共海岸: (国又は地方公共団体が所有する) 公共の用に供されている海岸の土地、および(これと一体として管理を行う必要があるものとして) 都道府県知事が指定・公示した低潮線までの水面 【海岸法第2条】

海岸保全区域: (海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設を設置し、その他管理を行う必要があると認めて) 都道府県知事が指定した防護すべき海岸に係る一定の区域。

(基本的には) 干潮時の水際線から50m沖側～満潮時の水際線から50m陸側が範囲となる。【海岸法第3条】

一般公共海岸: 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域

【海岸法第3条】



海岸保全施設とは:

【海岸法第2条】

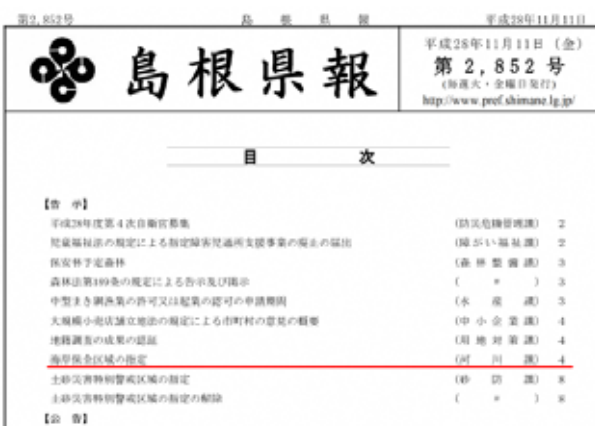
- 海岸保全区域内にある以下の施設
- (消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けた) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜
- (その他、海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設) 堤防又は胸壁と一体的に設置された根固工、樹林

砂浜、樹林: 海岸管理者が指定するものに限る

天然海岸が自然災害等で被害を受けた場合:

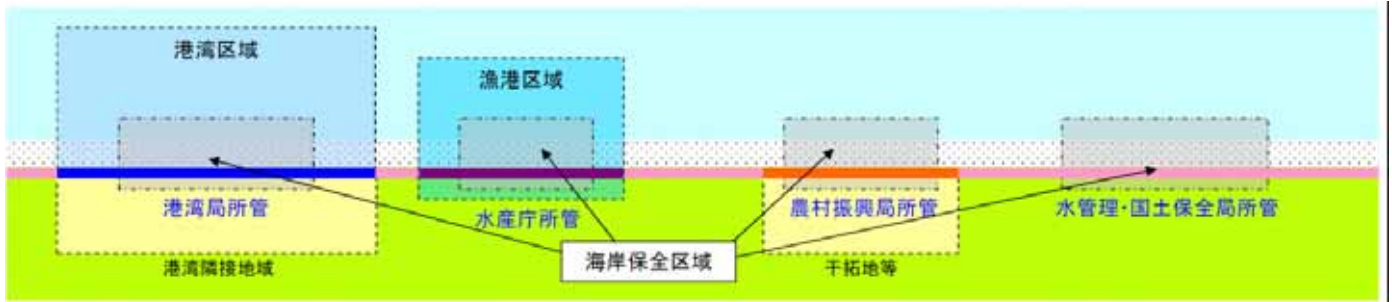
- 必要性や重要性に応じて海岸保全区域に追加指定し(下例参照)、施設整備を行う。

和木波子海岸の追加指定(抜粋)



島根県告示第671号
 海岸法(昭和24年法律第61号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。14条第1項の規定により告示する。
 この告示の施行は、島根県土木部(課長)が所管する施設事務に付随して行われ、所管の範囲が異なる海岸防波・防風施設については、告示の範囲外とする。告示の施行は、告示の日から開始する。
 平成28年11月11日
 島根県知事 清川 英二

海岸の名称					海岸保全区域
所在地	海岸名	地区(海岸名)	地元(海岸名)	延長	
島根	和木	波子	和木波子	6,150m	基点1から基点2までの間を直線距離として種別(1)を指定し、基点2から基点3までの間を種別(2)を指定し、基点3から基点4までの間を種別(3)を指定する。種別(1)の指定は、種別(2)の指定に優先する。 1 種別(1)等 基点1 緯度N 33°41'29.28" 経度E 133°28'32.82"



港湾の海岸

港湾管理者の長が管理



漁港の海岸

漁港管理者である地方
公共団体の長が管理



干拓地等の農地に隣接する海岸

都道府県知事等が管理

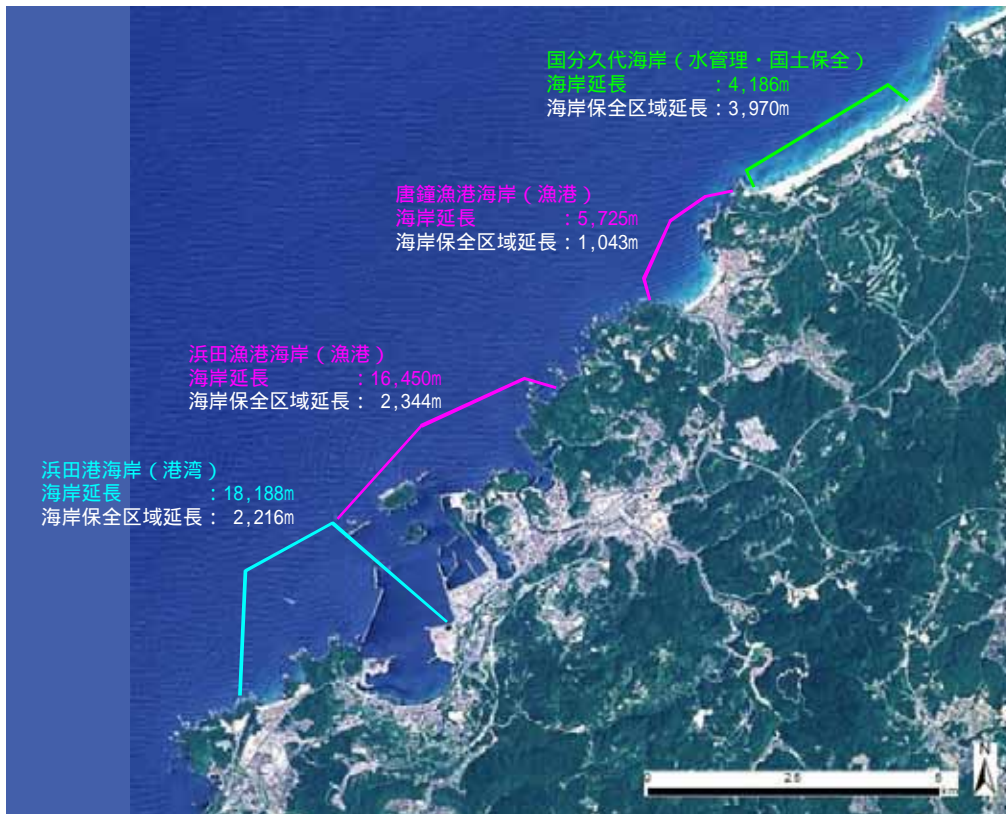


左記以外の海岸

都道府県知事等が管理

出典)国土交通省他:海岸行政の最近の動向、H27

各所管と海岸保全区域のイメージ



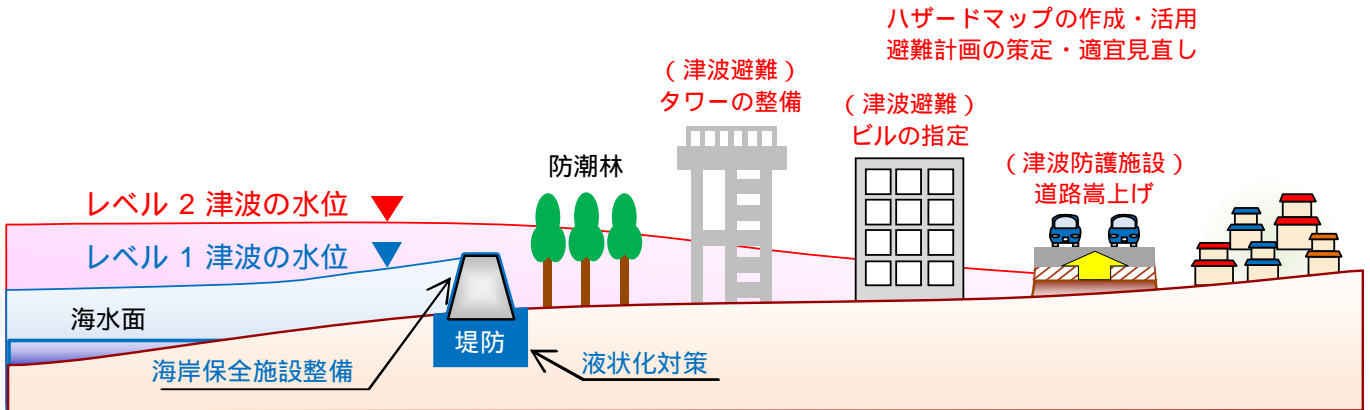
出典: 地理院タイル(データソース: Landsat8画像(GSI, TSIC, GEO Grid/AIST), Landsat8画像 (courtesy of the U.S. Geological Survey), 海底地形(GEBCO)), <http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)を加工して島根県作成

対象海岸と海岸保全区域のイメージ

委員意見	対応
<p>意見 ソフト対策の必要性・重要性を示し、施設整備(ハード対策)と一体的に対応する旨を計画で明記した方が良い。</p> <p>意見 「高波やレベル1津波に対する施設整備」と「レベル2津波に対する粘り強い対策」を実施する海岸はどうやって分けるのか。</p> <p>意見 島根県は地震・津波に対して認識が甘い印象である。</p>	<p>➤ <u>本文に総括した説明を追加</u> 「3 1 防護面からの基本方針」 (資料4-1のp14参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 - 1 - 1 防護面の基本方針</p> <p>地震・津波への対応 住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。</p> <p>発生頻度の高い津波(以下、レベル1津波と呼ぶ)による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備(ハード対策)の必要性を検討する。</p> <p>その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、(緊急時の避難体制や情報管理等の)ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。</p> <p>発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル2津波に対しては、全てを施設整備(ハード対策)で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等(ソフト対策)を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が海岸堤防等を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の導入も検討する。</p> <p>また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。</p> </div>

島根県の総合的津波対策の基本方針

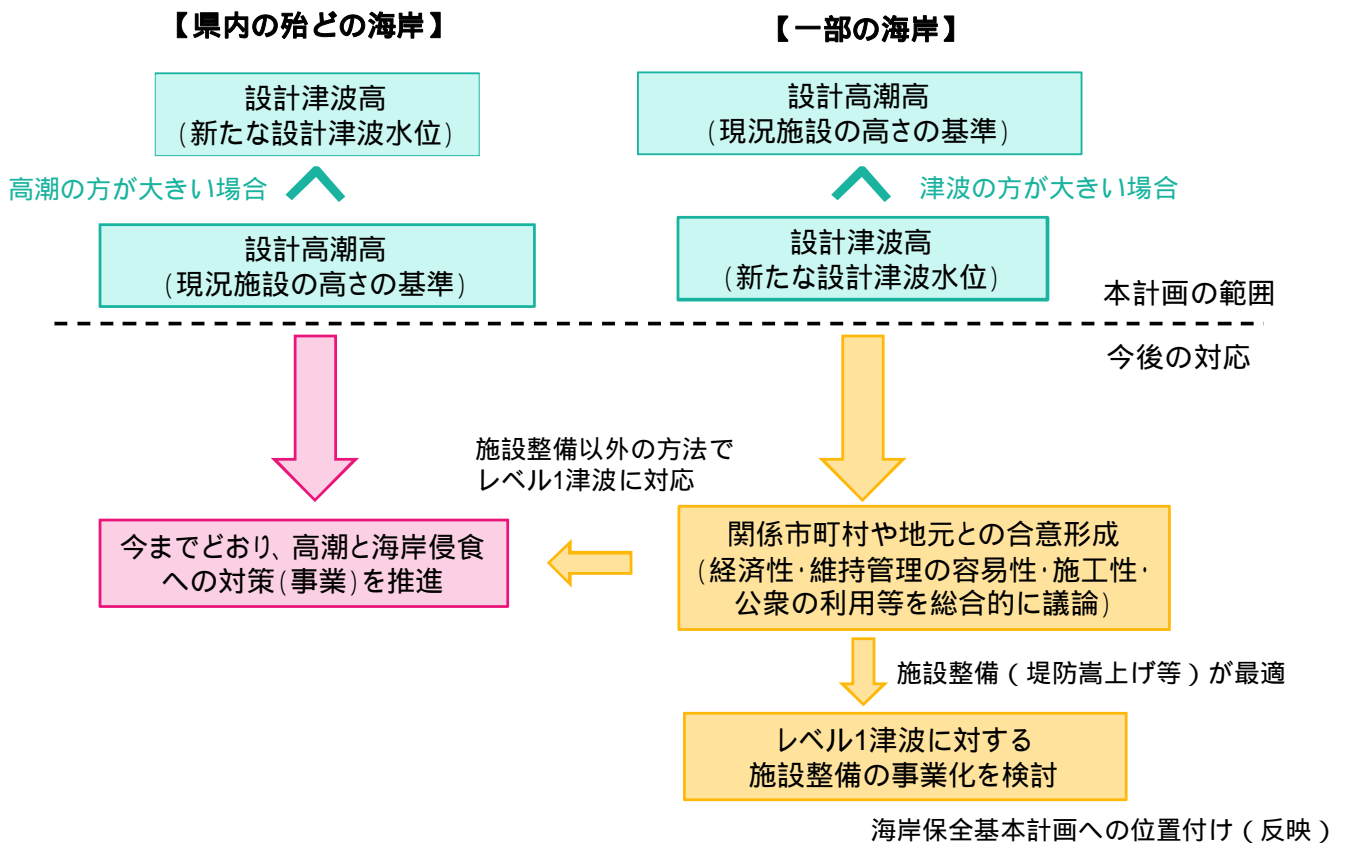
- ・発生頻度の高い**レベル1津波**への対応
現況堤防高が設計津波高(水位)より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る
- ・甚大な被害をもたらす最大クラスの**レベル2津波**への対応
住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施



二つのレベル津波に対応した総合的津波対策のイメージ

委員意見	対応
<p>意見</p> <p>「殆どの海岸は前回改定計画どおり整備・保全していくが、レベル1津波より現況施設高の低い数%の海岸は計画を見直す」という理解でよいか？</p>	<p>➤ 本文に施設整備の考えを記載</p> <p>「3 1 防護面からの基本方針」 (資料4-1のp19参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>3 - 1 - 2 防護面の目標</p> <p>島根沿岸は全146海岸のうち、設計津波高よりも既存施設高が1m (次頁参照) 以上低い海岸が約2%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、<u>経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。</u>その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。</p> </div>

(補足図表) 防護面からの基本方針



新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方

委員意見	対応
<p>意見 島根県の沿岸は自然的価値が高く、自然の有効利用という観点から景観や環境保全など他の法や計画との関わりを明確にしておいた方が良い。</p>	<p>➤ 本文に説明を追加 ➤ 環境保全活動や観光実態を追加整理 「3 2 環境面からの基本方針」 (資料4-1のp21～28参照)</p>
<p>(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全 (前略) 当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落(海藻群落、海産種子植物群落)が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている。</p>	<p>(4) 保全活動の支援 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成21年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。 下図に示すとおり、H21年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数(団体)と実績人数(団体)に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。</p>
<p>(2) 優れた海岸景観との調和 海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。 当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見ヶ浦といった景勝地が存在する。当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成28年7月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト(環境省)の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。 対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。</p>	<p>(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法(条例)や計画と調和するものとする。 【国】 ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24年」 ・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24年」 【島根県】 ・島根県環境基本計画、H23年3月 ・島根県海岸漂着物対策推進計画、H25年3月 【市町村】 ・市町村の景観条例に基づく「景観計画」</p>

(補足図表) 環境面からの基本方針



本計画と環境・景観に関する他の計画との関連図

委員意見

意見

島根沿岸は水門・樋門等は存在しないのか。また、今後新設予定の水門・樋門等はあるか。

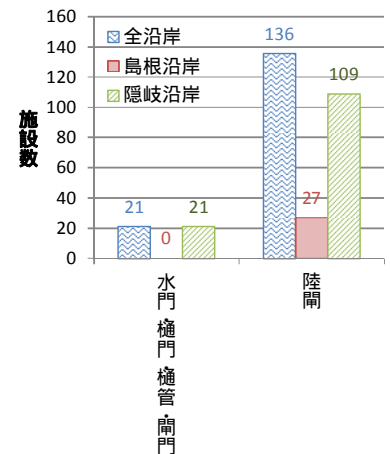
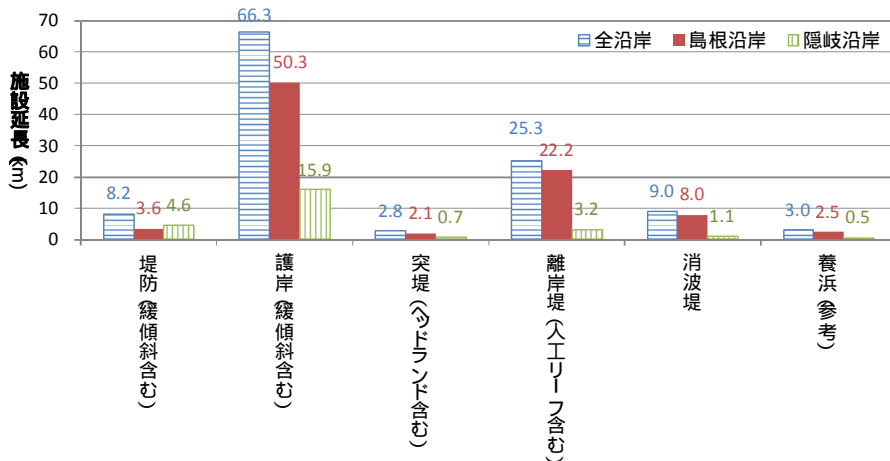
隣接護岸の地盤が高く、高潮等の遡上による浸水リスクが低い



【鷺浦漁港海岸(出雲市)】

回答 本文にも説明を追加(資料4-1 p50)

- ▶ 水門・樋門等は高潮等の外水の進入と降雨時の内水排水を行う機能を有する施設であり、海岸堤防を分断する河川や水路に侵入した外水から背後地の浸水を低減するために整備するものである。
- ▶ 島根沿岸の“海岸保全区域内”においては、「河口水門等が必要となる堤防分断箇所がない」ため水門・樋門は存在しない。
- ▶ 現時点では新設予定の施設はないが、今後、設計津波水位等を受けて整備の必要性が生じた際は関係機関と調整を図っていく。



(補足図表) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

水門・樋門とは：

■ 高潮等の外水の進入と降雨時の内水排水を行う機能を有する施設であり、海岸や河川堤防を分断する水路に侵入した外水から背後地の浸水を低減するために整備する。



地理院タイル (<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して島根県作成



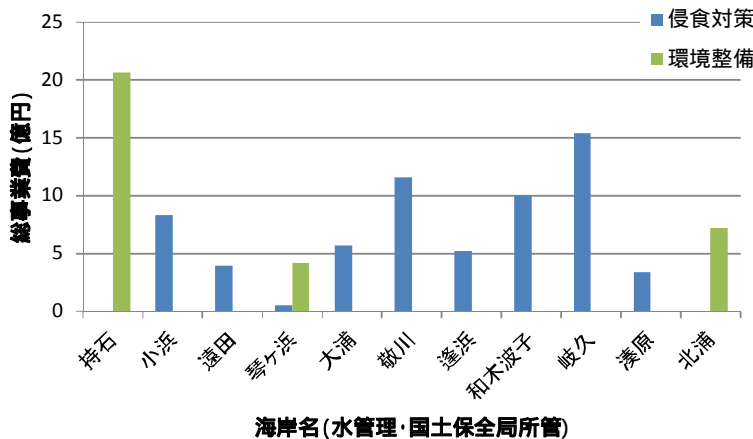
地理院タイル (<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して島根県作成

【西郷港海岸の樋門】
(海岸保全区域に設置)



海岸保全区域における水門・樋門等の設置事例

委員意見	回答
意見 今回改定する「海岸保全基本計画」は、 計画期間(年数) を想定したものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本県の「海岸保全基本計画」の有効期間は設定しておりません。本文の第3編、第2章、2-4に記載のとおり、今後の諸状況に応じて適宜見直しを行っていきます。
意見 前回改定時から事業未着手箇所がまだ30数ヶ所残っている。年間の事業実施個所や予算の実態、既存施設の維持修繕費も踏まえると、 全部完了するのにどの程度の年数 を要すると試算されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ S58年～H28年(33年間)における1海岸あたりの平均事業費は侵食対策が7.1億円、環境整備が10.7億円です。 ➤ 同様の予算や施設規模を仮定すると、海岸保全施設の整備箇所は残り20箇所、200億前後の新規事業費が見込まれます。さらに、既存施設の維持管理費用も増加することが予想されます。昨今の厳しい予算事情の中、より一層の効率的・効果的な事業計画が重要となります。



1海岸あたりの事業費実績
(水管理・国土保全局 所管分)
昭和58年～平成28年のデータによる

1-5 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

委員意見	対応
意見 施設の維持管理において、 巡視・点検方法 は今後各課で個別に対応していくことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本文に説明を追加 「2-3 維持又は修繕の方法」 (資料4-1のp51参照)
意見 様々な規模・形態の施設全てを「予防保全型」とすると負担が大きくなるため、「 予防保全すべき海岸 」を事前に決めて 優劣をつけて対応する考え方 もあるのではないか。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上/年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。 その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。</p> <p>現存する海岸保全施設については、以下に示す方法(方針)で施設の維持又は修繕を行っていく。</p> </div>

表-2.6 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
突堤(ヘッドランド等) 離岸堤(人工リーフ等) 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
水門・樋門 樋管・閘門 除閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

委員意見	対応
<p>「広域的・総合的な視点からの取り組みの推進」</p> <p>意見 海岸の現状把握において、現在は様々なモニタリング・解析技術があるので、理解の促進に活用して欲しい。</p> <p>意見 連続した海岸を多様な海岸管理者で保全していく上では、相互の海岸の共通性の担保が必要である。</p>	<p>➤ 本文に説明を追加</p> <p>「1 1 広域的・総合的な視点からの取組の推進」 (資料4-1のp68参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。</p> <p>特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。</p> <p>そのため、UAV(無人航空機)を活用した公共測量の実施などロボットやICT技術の活用、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。</p> </div>

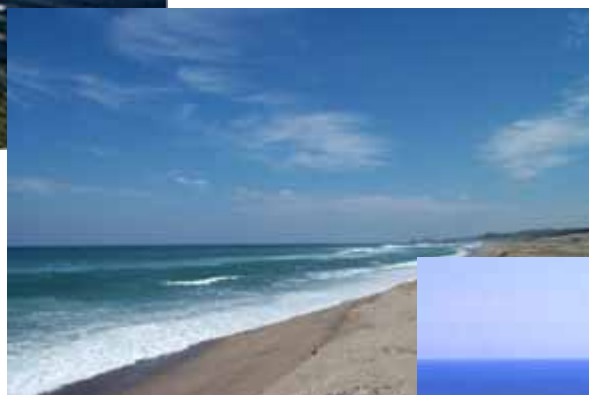
委員意見	対応
<p>「地域との連携の促進と海岸愛護の啓発」</p> <p>意見 市町村が海岸に関する行政判断をする際の配慮事項を上位計画に盛り込んで欲しい。</p> <p>意見 島根県民は海岸に対する認識・愛護意識が非常に低いと感じられるため、住民の意識を高める取り組み(PR)も検討した方が良い。</p>	<p>➤ 本文に説明を追加</p> <p>「1 2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発」 (資料4-1のp69～70参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)災害に強い地域づくり 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネット・ワーク等を活用し、(高潮や津波等の)自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。</p> <p>また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(4)海岸愛護の普及、人材育成 こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。</p> </div>

委員意見	対応
<p>「関係行政機関との連携調整」</p> <p>意見</p> <p>今回の改定計画に対し、市町村の意見をどの程度反映できているか。</p>	<p>➤ 本文に説明を追加</p> <p>「2 2 関係行政機関との連携調整」 (資料4-1のp70参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。</p> </div> <p>実際の意見に対する基本計画への反映方針は資料2-2参照</p>
<p>「地域住民の参画と情報公開」</p> <p>意見</p> <p>市町村や海岸管理者の意見も重要だが、住民の意見を吸い上げる工夫をした方が良い。</p>	<p>➤ 本文に説明を追加</p> <p>「2 3 地域住民の参画と情報公開」 (資料4-1のp70参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得よう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。</p> <p>なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのうち、計画に適宜反映している。</p> </div> <p>実際の意見に対する基本計画への反映方針は資料2-2参照</p>

おわり



洗濯岩【松江市】



和木波子海岸【江津市】



国賀海岸【隠岐郡西ノ島町】

座礁船舶の撤去命令

現状と課題
○改正前の海岸法では、海岸保全区域内の海域において座礁し、放置された船舶を撤去することができない
→ 海岸保全施設の損傷等を防止するため、座礁した船舶を撤去させる仕組みが必要

改正内容
■海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）【法律の公布から2月以内施行】

海岸協力団体制度の創設

現状と課題
○近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施
→ 海岸の維持管理を充実させるため、これらの法人・団体の活動の促進が必要

<民間団体等の具体的活動の事例>

海岸環境の維持 (清掃活動)

海岸植生の保護

希少種保護 (ウミガメの保護)

利用の適正化 (車高乗入れ監視)

環境教育活動

調査研究

改正内容
■海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定【法律の公布から2月以内施行】

【問い合わせ先】
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課、海岸室 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課
港灣局 海岸・防災課 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1丁目2-1
電話：03-5253-8111 (代表) 電話：03-3502-8111 (代表)

-3- (平成26年6月11日作成)

「海岸法の一部を改正する法律」が第186回通常国会において成立し、平成26年6月11日に公布されました (平成11年以来15年ぶりの改正)



- ### 主な改正内容
- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
 - 水門・陸閘等の操作規則等の策定
 - 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
 - 座礁船舶の撤去命令
 - 海岸協力団体制度の創設

平成26年6月
農林水産省 農村振興局
水産庁
国土交通省 水管理・国土保全局 港灣局

減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

現状と課題
○東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、背後地に甚大な被害が発生
→ 津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する施設を整備が必要

改正内容
■堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け【法律の公布から2月以内施行】
■関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置【法律の公布から2月以内施行】

「緑の防潮堤」イメージ

緑の海岸保全計画イメージ

高潮防災施設の整備

緑の海岸保全エリア(防戦)

緑の防潮堤の整備

海岸防災施設の整備

海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

現状と課題
○海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化
→ 予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕が必要

<海岸堤防等の老朽化の現状>

完成後 50年以下の施設 (約9割)

2010年

完成後 50年以上の施設 (約4割)

→

20年後には完成後50年以上経過した施設の割合が約7割に増加

完成後 50年以下の施設 (約7割)

2030年

完成後 50年以上の施設 (約3割)

改正内容
■海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
■統一的な維持・修繕の基準を策定【法律の公布から6月以内施行】

水門・陸閘等の操作規則等の策定

現状と課題
○東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲*になった
→ 現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための体制強化が必要

現場操作員が危険な状態となった場合の対応

その内77%

現場操作員 172人
犠牲者 131人

水門・陸閘等の管理・運用に関する規制等の策定状況

策定済 44%

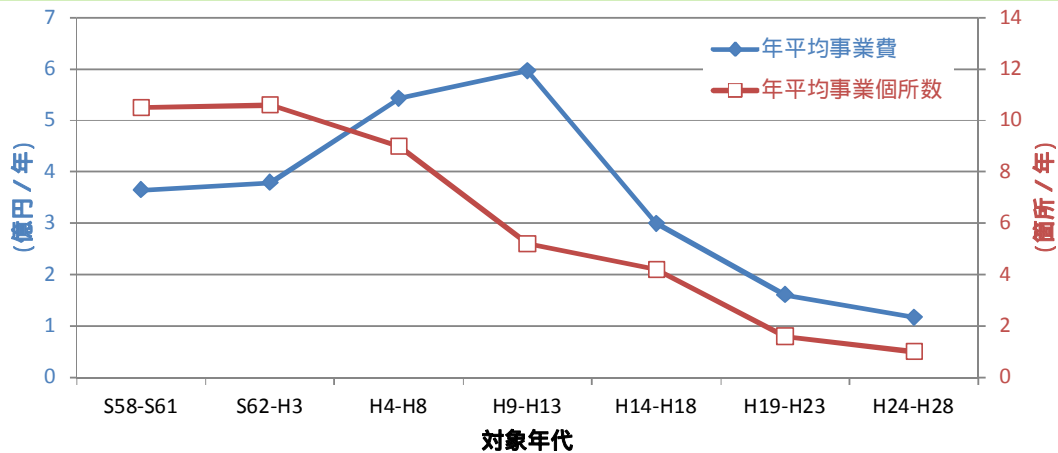
高規格 26,772基
策定済 17%

改正内容
■海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け【法律の公布から6月以内施行】
■海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償【法律の公布から2月以内施行】

平均的な年間事業費、事業箇所数

■ 水管理・国土保全局所管の海岸

- ✓ 昭和58年以降の年平均海岸事業費は平成9～13年をピークに減少傾向にある。
- ✓ 年平均の事業実施個所は平成4年以降徐々に減少している。
- ✓ 前回改定時(平成19年)以降をみると、1箇所あたり約1億年の事業が平均で1～2箇所実施されていることになる。



項目	単位	S58-S61	S62-H3	H4-H8	H9-H13	H14-H18	H19-H23	H24-H28
年平均事業費	(千円)	364,550	378,858	542,940	596,700	299,400	160,240	116,800
	(億円)	3.6	3.8	5.4	6.0	3.0	1.6	1.2
1箇所辺りの事業費	(億円)	0.3	0.4	0.6	1.1	0.7	1.0	1.2
年平均事業箇所数	(箇所)	10.5	10.6	9.0	5.2	4.2	1.6	1.0